

平成29年3月6日

時間外労働の上限規制に関する会長声明

群馬司法書士会

会長 高 橋



報道によれば、政府は、長時間労働を規制するために、労働基準法を改正し、時間外労働の上限を原則「月45時間」「年360時間」としながらも、例外として企業の繁忙期には「月100時間」「2か月平均80時間」の時間外労働を認めることを検討しているという。

もとより、当会も、現在、労働基準法第36条の労使協定（36協定）により、実質的に青天井となっている時間外労働について、上限を制限する規定を罰則つきで定めることには大いに賛成するし、むしろ、遅きに失した感さえあると考えるところである。

しかしながら、現在、検討されている「月100時間」「2か月平均80時間」という例外規定は、厚生労働省労働基準局長通達「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日基発第1063号）において、「長期間の過重業務について」の中で、「荷重負荷の有無の判断」に際し、これを踏まえて判断することとされている「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合」に該当するものであり、法が許容する上限としては極めて不適切であると断ぜざるを得ない。いわば、政府として、過労死につながりかねないような長時間労働を認めるに等しい暴挙とさえいえるものである。

内閣が声高に推し進める「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても「長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参画を阻む原因となっている。（中略）長時間労働のは是正は、労働の質を高めることにより、多様なライフスタイルを可能にし、ひいては生産性の向上につながる。

今こそ、長時間労働の是正に向けて背中を押していくことが重要である」と宣言し、「労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36（サブロク）協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。時間外労働時間について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す」としている。

例外といえども、過労死にもつながる健康障害リスクが高まるとされる「月100時間」「2か月平均80時間」の時間外労働を認めることが、果たして「長時間労働の是正に向けて背中を押していく」姿勢であるといえるのか、また、「欧州諸国に遜色のない水準」といえるものであるのか、はなはだ疑問である。むしろ、「月100時間」までの時間外労働は法律によって許されているという誤ったメッセージを労使双方に与えかねないとの大いなる懸念を抱かされる。そもそも、労働者が時間外労働をせずに働く職場環境を整えることこそが、真の「働き方改革」であるはずであり、時間外労働を正当化するかのとき規制のあり方には、到底賛成できない。現在検討されているような条件での時間外労働の例外を認めることは、政府自らが「ニッポン一億総活躍プラン」の趣旨を骨抜きにするものであって、労働者の命と健康、仕事と家庭生活の調和を危うくし、女性のキャリア形成や男性の家庭参画の実現をも困難ならしめるものと考える。

よって、当会は、過労死、過労自死の不幸を二度と繰り返すことのないよう、労働者の命と健康が蝕まれることなく、仕事と家庭生活の両立を図ることが可能となるような、真に「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき」（労働基準法第1条）時間外労働の上限規制を設けることを強く求めるものである。

以上